

保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

●年金収入が200万円の単身世帯の場合

均等割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 200\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除額} \\ \hline 15\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{軽減判定所得} \\ \hline 65\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※単身世帯の2割軽減基準額=33万円+52万円=85万円

※軽減判定所得が基準額以下のため2割軽減となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 43,400\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{10割-2割} \\ \hline 0.8 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1 軽減後の均等割額} \\ \hline 34,720\text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得割額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年金収入} \\ \hline 200\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公的年金等控除額} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \hline 33\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 47\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \hline 47\text{万円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 8.39\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{2 軽減後の所得割額} \\ \hline 39,433\text{円} \\ \hline \end{array}$$

➡ 年間保険料額 ① + ② = 74,100円

※100円未満切捨て

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使いましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

ジェネリック医薬品とは?

2つの「安」がポイントです

安価

先発医薬品より安価で
経済的です

先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売される医薬品で、一般的に価格が安くなっています。

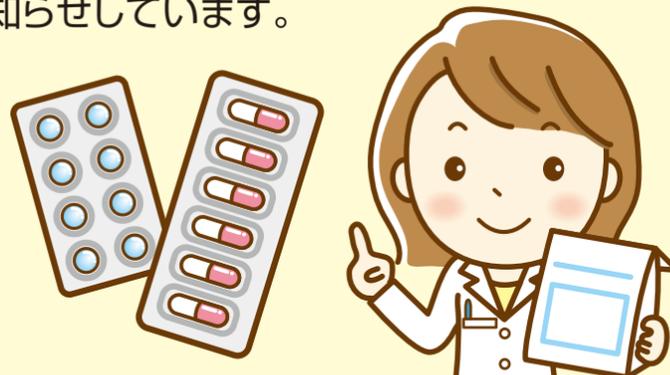
安心

品質・効き目・安全性が
先発医薬品と同等であると
国が認めた医薬品です

「医薬品、医療機器等の品質、有用性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、製造・販売が許可されています。

ジェネリック医薬品利用差額通知を発送しています

現在服用している先発医薬品を、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代が一定額以上軽減できると見込まれるかたへお知らせしています。



ジェネリック医薬品に変更したいときは、
医師や薬剤師にご相談ください。